

2020年2月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

新型コロナウイルス等感染症対策の抜本的強化を求める緊急要請

徳島県保険医協会
理事長 古川民夫

前略 国民の医療と健康確保に対する貴台のご尽力に敬意を表します。

さて、日本国内においても、感染ルートが把握できない罹患者が発生しており、市中感染拡大を前提にした対策の強化が求められています。

徳島県保険医協会が所属する全国保険医団体連合会では、1月29日には感染対策の強化を求める要望書を提出し、2月6日には医科・歯科医療機関等へのマスク等の安定供給の強化を求め、政府におかれましても対策の強化が行われていますが、まだまだ不十分です。

特に、感染症対策の基本は、感染者を潜伏させないことにあります。また、感染の疑いがある体調不良者に対するウイルス検査（PCR法）を実施し、感染の有無を早期に確定し、治療を開始することが重要です。

市中感染拡大を食い止め、国民の命と健康を守るために、下記事項の実現を求めるものです。

記

1. 新型コロナウイルス検査実施施設及び検査可能件数をさらに引き上げ、検査対象を広げること。また、検査キットの開発・生産を早急に行うこと。
2. 厚生労働省が示す「新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安」に該当し、各医療機関から検査依頼があった際には速やかに実施すること。
3. 感染症病床を確保すること。治療体制確保のために、大学や公立・公的病院をはじめ、協力する民間医療機関や自治体への財政支援を行うこと。
4. 不確かな情報の流布やパニックの助長を防ぐため情報を公開し、受診方法等を含めた、国民、マスコミ、医療機関等への情報提供は、懇切・丁寧に行うこと。
6. 上記の対策を早急に行えるよう、必要な補正予算を組むこと。

以上